写

福運委発第25号
令和8年9月17日

各社会福祉法人理事長　様
各該当法人代表者　様
各福祉サービス事業所長　様

福島県運営適正化委員会委員長
（公印省略）

令和8年度苦情解決責任者・第三者委員研修の開催について（通知）

本会の社会福祉研修事業の推進につきましては、平素よりご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記研修会を別紙実施要領により開催しますので、貴関係職員の受講についてご配慮くださるようお願いいたします。

対象事業種別
・相談支援事業、地域生活支援事業（障害者総合支援法に基づく事業所等）
・保育事業（児童福祉法に基づく施設等）
・幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく）
・特別養護老人ホーム、老人デイサービス事業（老人福祉法に基づく施設等）

【担当　運営適正化委員会事務局　平野　電話024－523－2943】

令和８年度 苦情解決責任者・第三者委員研修実施要領

１　目　　的　「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（旧厚生省通知）を受け、社会福祉事業の経営者は提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされています。

また、平成29年3月7日の上記指針の一部改正により、自ら提供するサービスから生じた苦情について自ら適切な対応を行うことは、社会福祉事業の経営者の重要な責務とされ、苦情対応への経営者の責務が明確化されました。

これらを踏まえ、施設（事業所）の苦情解決体制の整備促進とともに、社会性や客観性を確保し、利用者の特性などに配慮した適切な対応を促進するため、苦情解決責任者及び第三者委員の役割や職務への理解を深めることを目的として実施します。

２　主　　催　福島県運営適正化委員会

３　日　　時　令和８年１１月１９日（木）　10：30～15：30

４　会　　場　ビッグパレットふくしま１階　コンベンションホール
（〒963-0115 福島県郡山市南二丁目52番地　TEL　024-947-8010）

５　受講対象　県内の福祉サービス事業所における苦情解決責任者・第三者委員
（昨年度（令和７年）に受講した方は対象外とします。）

６　定　　員　２４０名
・事業所単位で１～２名の申し込みでお願いします。
・同一法人で複数事業所の申し込みの場合は、調整させて頂きます。
・定員になり次第、申込期限前でも締め切ります。

７　参加負担金　3,000円/人　※（受講後振り込み方式）

※受講当日、受講者に請求書及び払込取扱票をお渡ししますので、定められた期日までにお振り込みください。

８　研修内容　別紙プログラムのとおり。

９　参加申込　別紙「参加申込書」に必要事項を記入のうえ、FAXにて
令和８年１０月１６日（金）まで　に下記へお申込み下さい。

（申込み・問合せ先）　福島県運営適正化委員会
〒960－8141　福島市渡利字七社宮１１１　福島県総合社会福祉センター内

（申込み）FAX ０２４-５２４-２２２８

（問い合わせ）TEL　０２４-５２３-２９４３

10　個人情報の取扱い

・本研修会において受講申込書に記載された個人情報は、運営管理の目的にのみ利用させていただきます。
なお、本研修会の名簿に施設（事業所名）・職名・氏名を掲載いたしますので、御了承願います。

11　留意事項

・感染症等の感染予防として、手指消毒やマスク着用にご協力願います。
・申し込み後、発熱や風邪など体調不良の場合には受講をお取り止めください。

12　その他

・昼食は各自ご準備ください。（会場での昼食販売はありません）
・研修会場は室温調整が十分にできないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
・地震や台風、感染症の影響により中止や延期とする場合がありますので予めご了承ください。